

松江市告示第 141 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町 10 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル 5 階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1
KDDI 株式会社	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

個人の市民税及び県民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、保育所保育料、認定こども園保育料、通園バス使用料、児童クラブ使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 7 年 4 月 1 日